

令和8年第4回

中津川市議会（定例会）議案

令和8年6月5日

令和8年第4回中津川市議会（定例会）議案目次

報第 5号	繰越明許費繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
報第 6号	繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
報第 7号	繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
議第48号	中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
議第49号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 25
議第50号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 26
議第51号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 27
議第52号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 28
議第53号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 29
議第54号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 30
議第55号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 31
議第56号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 32
議第57号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 33
議第58号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 34
議第59号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・ 35

議第60号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・36
議第61号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・37
議第62号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・38
議第63号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・39
議第64号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・40
議第65号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・41
議第66号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・42
議第67号	中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて・・・43
議第68号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
議第69号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
議第70号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
議第71号	工事請負契約の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47

報第5号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗仁志

令和7年度中津川市繰越明許費繰越計算書(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
02 総務費	01 総務管理費	財産管理事務事業	53,881,000	36,281,000	0	0	23,700,000	0	12,581,000
02 総務費	01 総務管理費	生活安全対策事業	7,623,000	0	0	0	0	0	0
02 総務費	01 総務管理費	行政情報化運営事業	118,869,000	118,869,000	0	118,869,000	0	0	0
02 総務費	03 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	14,614,000	14,614,000	0	14,614,000	0	0	0
03 民生費	01 社会福祉費	高齢者福祉施設等運営事業	40,185,000	39,240,000	0	0	7,200,000	0	32,040,000
03 民生費	01 社会福祉費	老人福祉施設等整備事業	54,974,000	54,974,000	0	50,824,000	0	0	4,150,000
03 民生費	02 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当事業	214,731,000	9,721,000	0	9,721,000	0	0	0
03 民生費	02 児童福祉費	児童福祉総務事業	4,996,000	4,996,000	0	0	0	0	4,996,000
03 民生費	02 児童福祉費	公立保育所事業	18,907,000	18,907,000	0	0	11,500,000	0	7,407,000
03 民生費	02 児童福祉費	児童発達支援事業	1,023,000	1,023,000	0	0	0	0	1,023,000
03 民生費	02 児童福祉費	放課後児童クラブ運営事業	1,426,000	1,426,000	0	0	0	0	1,426,000
04 衛生費	02 清掃費	し尿処理事業	8,173,000	8,100,000	0	0	0	0	8,100,000
04 衛生費	05 水道費	水道事業会計繰出金事業	88,100,000	88,100,000	0	0	88,100,000	0	0

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
06 農林費	01 農業費	畜産振興対策事業	44,323,000	44,303,000	0	44,000,000	0	0	303,000
06 農林費	03 林業費	林道整備事業	9,900,000	9,900,000	0	3,949,000	0	0	5,951,000
07 商工費	01 商工費	なかつがわくらし応援券事業	799,375,000	798,875,000	0	740,000,000	0	0	58,875,000
07 商工費	01 商工費	企業誘致推進事業	11,357,000	3,476,000	0	0	0	0	3,476,000
07 商工費	01 商工費	観光施設管理事業	50,721,000	49,128,000	0	0	0	0	49,128,000
07 商工費	01 商工費	にぎわいプラザ運営事業	12,925,000	12,925,000	0	0	0	0	12,925,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路維持補修事業	344,900,000	255,085,000	0	30,660,000	96,300,000	0	128,125,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路新設改良事業	537,919,000	375,405,000	10,000,000	93,725,000	84,200,000	0	187,480,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	神坂スマートインターチェンジ事業	49,850,000	43,869,000	0	36,581,000	0	0	7,288,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	リニア中央新幹線関連道路整備事業	459,983,000	358,856,000	0	95,175,000	85,600,000	0	178,081,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	305,169,000	284,725,000	0	134,745,000	100,600,000	0	49,380,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	交通安全施設設置事業	58,000,000	0	0	0	0	0	0
08 土木費	03 河川費	急傾斜地崩壊防止事業	40,600,000	35,000,000	0	26,400,000	8,600,000	0	0

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
08 土木費	03 河川費	河川改修事業	88,340,000	57,997,000	0	0	47,900,000	0	10,097,000
08 土木費	04 都市計画費	公園等維持管理事業	10,780,000	10,780,000	0	0	0	0	10,780,000
08 土木費	04 都市計画費	リニア駅周辺土地地区画整理事業	488,273,000	406,149,000	70,711,000	274,470,000	8,800,000	0	52,168,000
09 消防費	01 消防費	庁舎消防車等維持管理事業	3,474,000	3,084,000	0	0	0	0	3,084,000
09 消防費	01 消防費	消防設備整備事業	25,000,000	25,000,000	0	0	11,500,000	0	13,500,000
09 消防費	01 消防費	消防施設建設事業	4,193,000	4,193,000	0	0	0	0	4,193,000
09 消防費	01 消防費	防災情報システム事業	2,625,000	0	0	0	0	0	0
09 消防費	01 消防費	総合防災対策事業	84,574,000	84,574,000	0	39,979,000	0	0	44,595,000
10 教育費	01 教育総務費	遠距離通学事業	20,934,000	20,934,000	0	3,900,000	0	0	17,034,000
10 教育費	02 小学校費	小学校施設営繕事業	349,063,000	29,370,000	0	0	0	0	29,370,000
10 教育費	03 中学校費	中学校施設営繕事業	396,036,000	0	0	0	0	0	0
10 教育費	06 社会教育費	文化施設管理運営事業	11,390,000	11,390,000	0	0	10,200,000	0	1,190,000
10 教育費	07 保健体育費	中津川公園管理運営事業	89,904,000	71,904,000	68,055,000	0	0	0	3,849,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
11 災害復旧費	03 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	241,120,000	179,340,000	0	68,800,000	71,400,000	0	39,140,000
11 災害復旧費	03 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	52,000,000	15,000,000	0	0	0	0	15,000,000
計			5,220,230,000	3,587,513,000	148,766,000	1,786,412,000	655,600,000	0	996,735,000

報第6号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗仁志

令和7年度中津川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳						不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						補助金	企業債	工事負担金	出資金	工事受託金	繰越工事資金				過年度損益勘定留保資金
04 資本的支出	01 建設改良費	上水道施設改良事業	円 599,700,000	円 0	円 599,700,000	円 42,126,000	円 273,300,000	円 28,284,000	円 88,100,000	円 0	円 32,100,000	円 135,790,000	円 0	円 0	機器や資材の調達、地権者との調整等により不測の日数を要したため。
		上水道施設災害復旧事業	円 57,000,000	円 0	円 57,000,000	円 2,320,000	円 22,100,000	円 0	円 0	円 0	円 12,645,000	円 19,935,000	円 0	円 0	道路占用の調整に不測の日数を要したため。
計			円 656,700,000	円 0	円 656,700,000	円 44,446,000	円 295,400,000	円 28,284,000	円 88,100,000	円 0	円 44,745,000	円 155,725,000	円 0	円 0	

報第7号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁 志

令和7年度中津川市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳						不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						補助金	企業債	工事負担金	他会計負担金	工事受託金	繰越工事資金				過年度損益勘定留保資金
04 資本的支出	01 建設改良費	下水道整備事業 (坂本処理区)	円 120,000,000	円 0	円 120,000,000	円 36,300,000	円 48,000,000	円 0	円 0	円 0	円 29,700,000	円 6,000,000	円 0	円 0	工事車両の通行ルートについて地元調整に不測の日数を要したため。
		下水道施設長寿命化対策事業	136,700,000	0	136,700,000	43,192,000	58,300,000	0	0	0	18,200,000	17,008,000	0	0	カメラ調査箇所を選定及び調査方法の再検討、耐震診断の新基準適用に伴う仕様変更、及び国の補正予算による事業計画の再検討に不測の日数を要したため。半導体不足の影響による機器製作の遅延によるもの。
		特環下水道施設長寿命化対策事業	109,200,000	0	109,200,000	41,658,000	45,300,000	0	0	0	8,800,000	13,442,000	0	0	カメラ調査箇所を選定及び調査方法の再検討、耐震診断の新基準適用に伴う仕様変更、及び国の補正予算による事業計画の再検討に不測の日数を要したため。
		特環処理場改良事業	11,000,000	0	11,000,000	0	10,500,000	0	0	0	0	500,000	0	0	主要部品である汚泥ポンプが、生産調整及び部材調達の遅延により工期内での納入が困難となったため。
		農業集落排水施設整備事業	8,500,000	0	8,500,000	0	0	7,050,000	0	0	0	1,450,000	0	0	地権者との借地契約に不測の日数を要し、道路整備事業に遅れが生じたため。
計			385,400,000	0	385,400,000	121,150,000	162,100,000	7,050,000	0	0	56,700,000	38,400,000	0	0	

議第48号

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正
について

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗仁志

提 案 説 明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正する。

中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年中津川市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「場合」を「場合若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第6条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。))」に改め、同条第7項中「20人以上のものに限る。))」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」を「小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。))」に、「小規模保育事業C型」を「小規模保育事業C型(満3歳以

上限定小規模保育事業を除く。)」に改める。

第29条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされるものを除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第7条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第10条中「第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又

は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

(中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年中津川市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)」に改め、同条第4項中「選考方法」を「又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出し中「教育・保育の提供の記録」を「特定教育・保育の提供の記録」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」

も」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項」を削り、「選考方法」の次に「及び同条第3項に規定する選考の方法」を加える。

第22条の見出し中「定員の遵守」を「利用定員の遵守」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」」を「同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を

「教育認定子ども」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」」を「「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法」を「前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申

込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。））」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項中「20人以上のものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「連携協力を行う者」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改め、同条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、同条第9項中「第1項第1号及び第2号」を「同項第1号及び第2号」に改め、同項を同条第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」に改める。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び同条第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員の遵守」を「利用定員の遵守」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「と読み替える」を「と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「をいう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「本章（第40条第2項）を「この章（第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項）」に改め、「次条第3項において同じ。」を削り、「第33条までを含む。」の次に「第52条第3項において同じ。」を加え、「以下この章」を「以下この章（第43条第1項を除く。））」に、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。））」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」に、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前

子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」を「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

（中津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 中津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年中津川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年中津川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(経過措置)

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この条例による改正後の中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「家庭的保育事業等基準条例」という。）第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、家庭的保育事業等基準条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中中津川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条及び第3条中中津川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の2の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

議第49号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市駒場	石田 廣美

議第50号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市駒場	古井 敏明

議第51号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市中津川	安江 繁利

議第52号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市苗木	青山 加賀夫

議第53号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市茄子川	梅本 一郎

議第54号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市千旦林	土屋 厚子

議第55号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市千旦林	山田 正義

議第56号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市落合	漆平 久司

議第57号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市阿木	鷹見 謙一

議第58号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市坂下	加藤 展弥

議第59号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市坂下	林 千里

議第60号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市川上	吉村 靖和

議第61号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市加子母	今井 睦美

議第62号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市加子母	安江 政和

議第63号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市付知町	原 英二

議第64号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗仁志

住 所	氏 名
中津川市田瀬	糸魚川 英明

議第65号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市高山	田口 敏也

議第66号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市福岡	西尾 康博

議第67号

中津川市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者を中津川市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗 仁志

住 所	氏 名
中津川市蛭川	西尾 欣直

議第68号

工事請負契約の変更について
工事請負契約を次のように変更するものとする。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

教育施設特別教室等空調設備設置工事(第一工区)請負契約(令和7年議第79号議決)
中「311,080,000円」を「329,087,000円」に変更する。

議第69号

工事請負契約の変更について
工事請負契約を次のように変更するものとする。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

教育施設特別教室等空調設備設置工事(第二工区)請負契約(令和7年議第80号議決)
中「332,750,000円」を「362,373,000円」に変更する。

議第70号

工事請負契約の変更について
工事請負契約を次のように変更するものとする。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小栗仁志

教育施設特別教室等空調設備設置工事(第三工区)請負契約(令和7年議第81号議決)
中「288,860,000円」を「286,110,000円」に変更する。

議第71号

工事請負契約の変更について
工事請負契約を次のように変更するものとする。

令和8年6月5日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

教育施設特別教室等空調設備設置工事(第四工区)請負契約(令和7年議第82号議決)
中「300,542,000円」を「319,770,000円」に変更する。